



# JUKIグループ グリーン調達ガイドライン

<第9版>

制定:2004. 08. 04

実施:2019. 12. 20

**JUKI株式会社**

## はじめに

JUKIグループは、1998年制定の「ECOMIND宣言」に基づいて地球環境にやさしい企業活動を目指し、たゆまぬ努力を続けております。

JUKI株式会社は、環境マネジメントシステム規格であるISO14001の認証を取得し、製品開発においても環境に配慮した活動を進めております。

このJUKIグループのグリーン調達の実践方針・基準を示した「JUKIグループ グリーン調達ガイドライン」（以下、本ガイドラインと称する）に基づき、お取引先様の環境保全活動の取組み及び有害物質管理を行うことで、環境への影響に配慮した製品をお客様にご提供し、さらなる地球環境保護に取り組んでいきたいと存じます。

このグリーン調達を進めるにあたり、世界的に広がりつつある環境影響物質の増大に適応した管理基準の見直しと、お取引さまの環境管理システムの構築・運用の評価基準を明確にするため、本ガイドラインを改定致しました。

## 目次

1. JUKIグループの環境保全の考え方	2
2. 目的	3
3. 適用範囲	3
4. 用語の定義	3
5. グリーン調達の考え方	4
6. グリーン調達基準	5
6. 1 お取引先様の環境管理システムの構築・運用及び結果	
6. 2 部品、部材等に含まれる環境影響物質	
7. お取引先様への回答依頼事項	7
8. 運用	7
9. 改定履歴	10

付属書及び別表

## 1. JUKIグループの環境保全の考え方

# 「ECO MIND宣言」

### 環境理念

JUKIグループは、企業活動が広く地球環境と密接に関わっていることを認識し、

1. 環境に配慮した企業活動により、地域と社会に貢献する。
2. 環境にやさしい製品を世界の人々に提供する。
3. 持続的な活動を通じて、よりよい地球環境を次世代にひきつぐ役割を果たす。

### 環境行動指針

1. 事業活動全般にわたって省エネルギーを推進し、地球温暖化防止に努める。  
また3R(リデュース・リユース・リサイクル)の実践により資源の有効利用を図る。
2. 環境への影響に配慮した企画、研究、開発、調達、生産を行い、より環境負荷の少ない製品を提供する。
3. グローバル企業として、事業展開する全ての国や地域の特性に応じた環境保全活動を通して、その国や地域に貢献する。
4. 環境関連法規制及び同意するその他の要求事項を順守するとともに、環境汚染を予防する。
5. 環境情報の公開を積極的に行う。
6. 教育・啓発活動を通じ、社員一人ひとり「環境意識」の向上を図り、環境保全活動を実践する。

## 2. 目的

お取引先様の環境保全活動の取組み及びJUKI株式会社の国内、海外事業所及び関連グループ企業(以下 JUKIグループと称する)の製品に使用する部品、部材等の調達における基準を定め、JUKIグループ及び製品、部品、部材等のお取引先さまに対し周知徹底し、製品の環境適合性を維持、向上することにより環境への影響に配慮した製品をお客さまへ提供することを目的とする。

## 3. 適用範囲

(1) JUKIブランドを使用し、販売する製品に使用する以下の項目に適用する。

- ①製品の生産に関連して購入する部品、素材及び材料
- ②機構ユニット、モジュール等の組立部品
- ③副資材などの構成材料/原料など(潤滑油、グリース、塗料、インク、接着剤など)
- ④印刷物、製品に使用する包装材(防錆紙など)
- ⑤完成品の委託生産品(JUKIブランドを使用し販売する製品)

(2) 以下のものは本ガイドラインにおける環境影響物質の対象外とする。

- ①文房具、事務用具、事務所や工場で使用するOA機器およびこれらに用いる消耗品類
- ②試験研究、分析等に用いられる試薬類
- ③工場施設や設備の運用に用いる薬品、器材、部品等
- ④購入する部品、素材及び材料の運搬・保管の為に使用する包装材  
(ただし補修用としてJUKIグループから出荷される部品の包装材は対象となる。)
- ⑤製造工程で使用され、製品/部品に残留しない間接部材・副資材
- ⑥含有禁止物質での適用除外は付属書1のA-2 RoHS指令適用除外用途をご参照ください。  
(ただし中国RoHSについては、適用除外はありません。)

## 4. 用語の定義

(1) 製品

製品とは、機器装置、サービス部品、付属品、包装材及び取扱説明書等の付属する印刷物を含む。

(2) 包装材

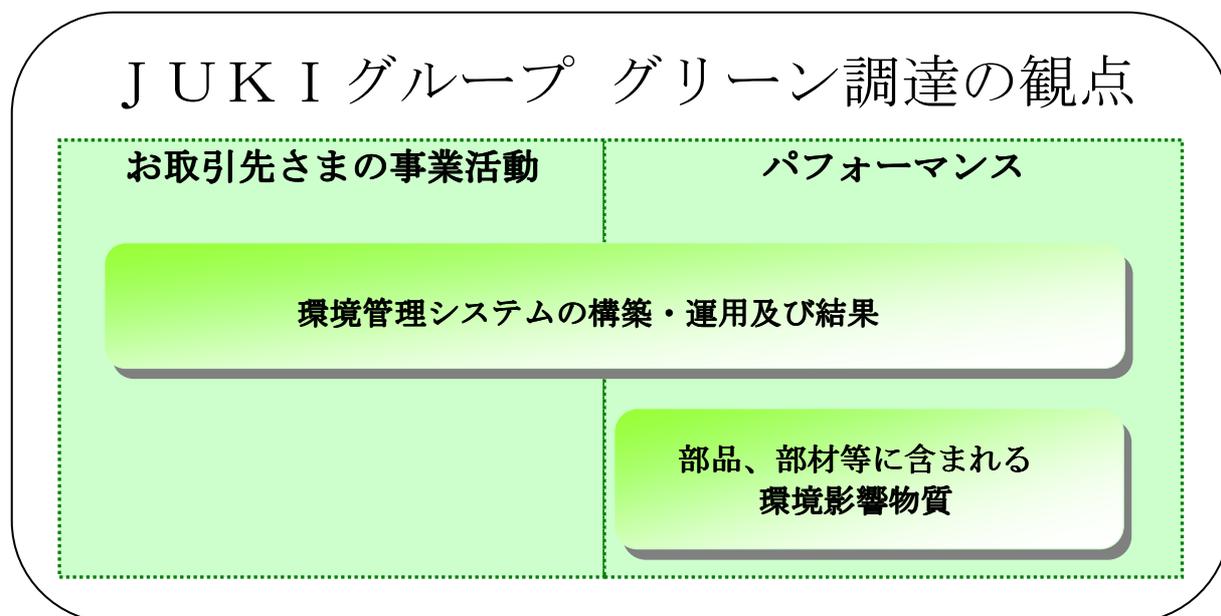
製品、部材、原材料の輸送や保護のために用いるもの。具体的には、段ボール、テープ、結束バンド、袋、シート、スティック、リール、トレイ、木枠、緩衝材などと、これらの表示に用いるラベル、インク、塗料等、また防カビ剤等に使われる梱包関係物質も含まれます。

(3) 含有

成分として添加している。若しくは不純物として含まれていることをいう。

## 5. グリーン調達の方

- (1) JUKIグループは、部品、部材等の調達にあたり、お取引先様の事業活動とその運営の結果として達成されるパフォーマンスの2つの観点で、「環境管理システムの構築・運営及び結果」と、「部品、部材等に含まれる環境影響物質」に対し評価していくことを基本とします。
- (2) 「環境管理システムの構築・運用及び結果」については、JUKIグループの要求事項に沿った環境保全活動に取り組んで頂くようお願いいたします。また、取組みの結果を自己評価し、それに基づいて取組みの継続的改善を進めていただくようお願いいたします。
- (3) 「部品、部材等に含まれる環境影響物質」については、部品、部材ごとに評価を行います。
- (4) お取引先様は、「環境管理システムの構築・運営及び結果」と「部品、部材等に含まれる環境影響物質」についての情報をJUKIグループにご提出願います。
- (5) JUKIグループは、ご提出いただいた「環境管理システムの構築・運営及び結果」と「部品、部材等に含まれる環境影響物質」の情報に基づき評価を行い、お取引および調達の可否の判定をさせていただきます。
- (6) JUKIグループは、要求事項を満たさない部品、部材等の購入は致しません。また、要求事項を満たさないお取引先様とは、取引を停止する場合があります。



## 6. グリーン調達基準

### 6. 1 お取引先さまの環境管理システムの構築・運用及び結果

「環境管理取組評価シート」（付属書2－様式1）に、以下の項目についてご回答のうえ、ご提出をお願いいたします。

#### (1) 環境管理の取組み体制

①IS014001等の第三者認証取得による環境マネジメントシステム

(EMS: Environmental Management System) を構築していること。

②IS014001等の第三者認証が未取得の場合には、以下の全てを満たしていること。

(a) 環境保全に関する企業理念、方針、自主基準、目標及び目標達成のための実行計画があること。

(b) 環境保全に関する管理責任者、組織、委員会等を設置し、環境負荷低減目標を実行計画に基づき実施していること。

(c) 環境保全に関する法規制を遵守していること。

(d) 環境保全に関する取組みについて内部監査の手順があり実施していること。

(e) 環境保全への取組みとして、以下についての手順があり運用、評価を行っていること。

a. エネルギー管理

b. 廃棄物管理

c. 化学物質管理

d. 環境リスク管理

e. 製品アセスメント

f. 環境保全に関する教育

g. 環境保全に関する緊急事態への対応

#### (2) 製品環境アセスメントにおける環境保全への配慮

①水、森林、金属など天然資源の節約を行っていること。

②投入資源の削減を行っていること。

③製造時における排出物削減及び廃棄物発生を最小化を図っていること。

④製造時におけるエネルギー消費の最小化を図っていること。

⑤輸送エネルギー消費の最小化を図っていること。

⑥輸送の効率化及び省資源化のために、包装材の削減を行っていること。

⑦納入資材そのものの消費電力、待機電力等の削減を行っていること。

⑧再使用化を配慮していること（再使用容易化、長寿命化）。

⑨リサイクル性を配慮していること（材料の識別、再生材の利用、部品の再利用）。

⑩分解（分離）、分別性を配慮していること。

## 6. 2 部品、部材等に含まれる環境影響物質

- ・ JUKIグループは、環境影響物質の管理にあたり、JAMP(※1)の定めるガイドラインを採用しております。
- ・ 付属書1「管理物質一覧表」に定める環境影響物質について、有害物質含有の有無、含有量等を把握して、環境影響物質の全廃、削減、使用量管理の取組みを行っていただくとともに、chemSHERPA(ケムシェルパ)情報伝達シートにて含有情報のご提出をお願いいたします。

## (1) 環境影響物質の管理基準

レベル	管理区分	管理基準	含有情報のご提出 (○：要、×：不要)	非含有保証書のご提出 (○：要、×：不要)
A	含有禁止物質	部品、部材等への含有を禁止し、非含有を保証していただく物質。但し、現在、代替技術の存在しないものに関しては、適用の除外を設ける。	○	○
B	含有報告義務物質	部品、部材等への含有について、その含有量、用途を把握し、情報の報告義務を負う物質。	○	×

レベルAまたはB以外でchemSHERPA管理物質に該当する物質で知り得た成分情報(意図的添加または原材料メーカ等より含有情報の提供を受けた)がある場合も報告してください。

※1 JAMP(アーティクルマネジメント推進協議会)及びchemSHERPAとその管理物質は、下記オフィシャルホームページをご参照願います。

また、情報伝達シート(成形品はchemSHERPA-AI、化学品はchemSHERPA-CIデータファイル)およびその解説書・操作マニュアルも下記URLよりダウンロードし、ご使用願います。

- ・ JAMPについて：<https://chemsherpa.net/jamp/about>
- ・ chemSHERPA by JAMP ホームページアドレス：<https://chemsherpa.net/>
- ・ chemSHERPA 成形品・化学品データ作成支援ツール、管理対象物質情報：<https://chemsherpa.net/tool>

## 7. お取引先様への回答依頼事項

### (1) ご提出していただくもの

- ①環境管理取組評価シート（付属書2－様式1）
  - ②含有禁止物質の非含有保証書（付属書2－様式2）
  - ③chemSHERPA情報伝達シートにて作成される含有情報データファイル  
（ファイル拡張子XML形式）
  - ④グリーン調達不適合改善対策回答書（付属書2－様式3）（不適合対策実施の依頼時のみ）
- なお、提出後に変更があった場合には、再提出をお願いいたします。

### (2) ご回答方法

部品・部材等の含有情報は、「chemSHERPA by JAMP」ホームページより情報伝達シートをダウンロードし、データファイルをご提出願います。

それ以外の回答は、JUKIグループから提示の電子ファイルに所定のデータを入力し、JUKIグループ担当部門へご提出をお願いいたします。

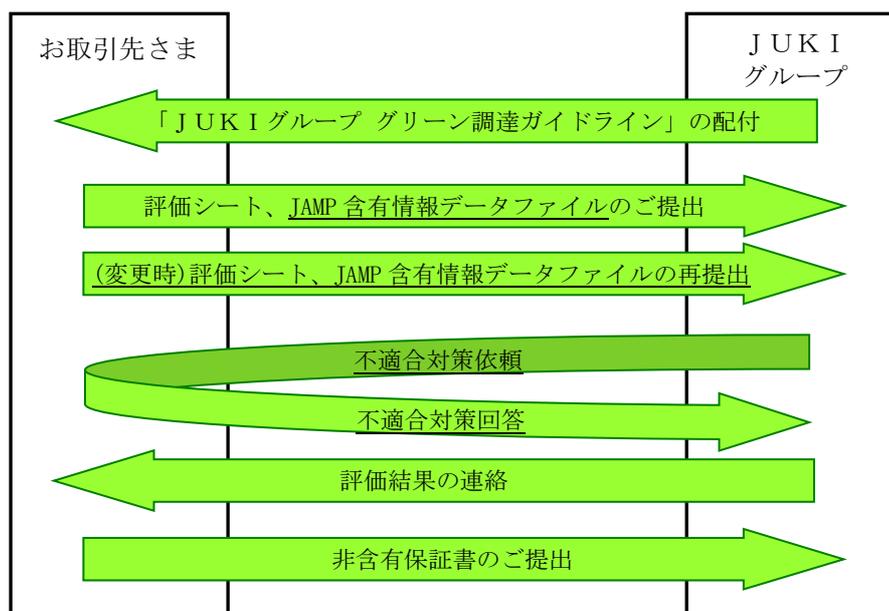
また、必要により、不適合対策実施の依頼をお願いする場合は、JUKIグループより「グリーン調達不適合(改善・確認)連絡書（付属書2－様式3）を発行致します。

その際は、同様式下部の「グリーン調達不適合改善対策回答書」（付属書2－様式3）にご回答を記入のうえご提出をお願いいたします。

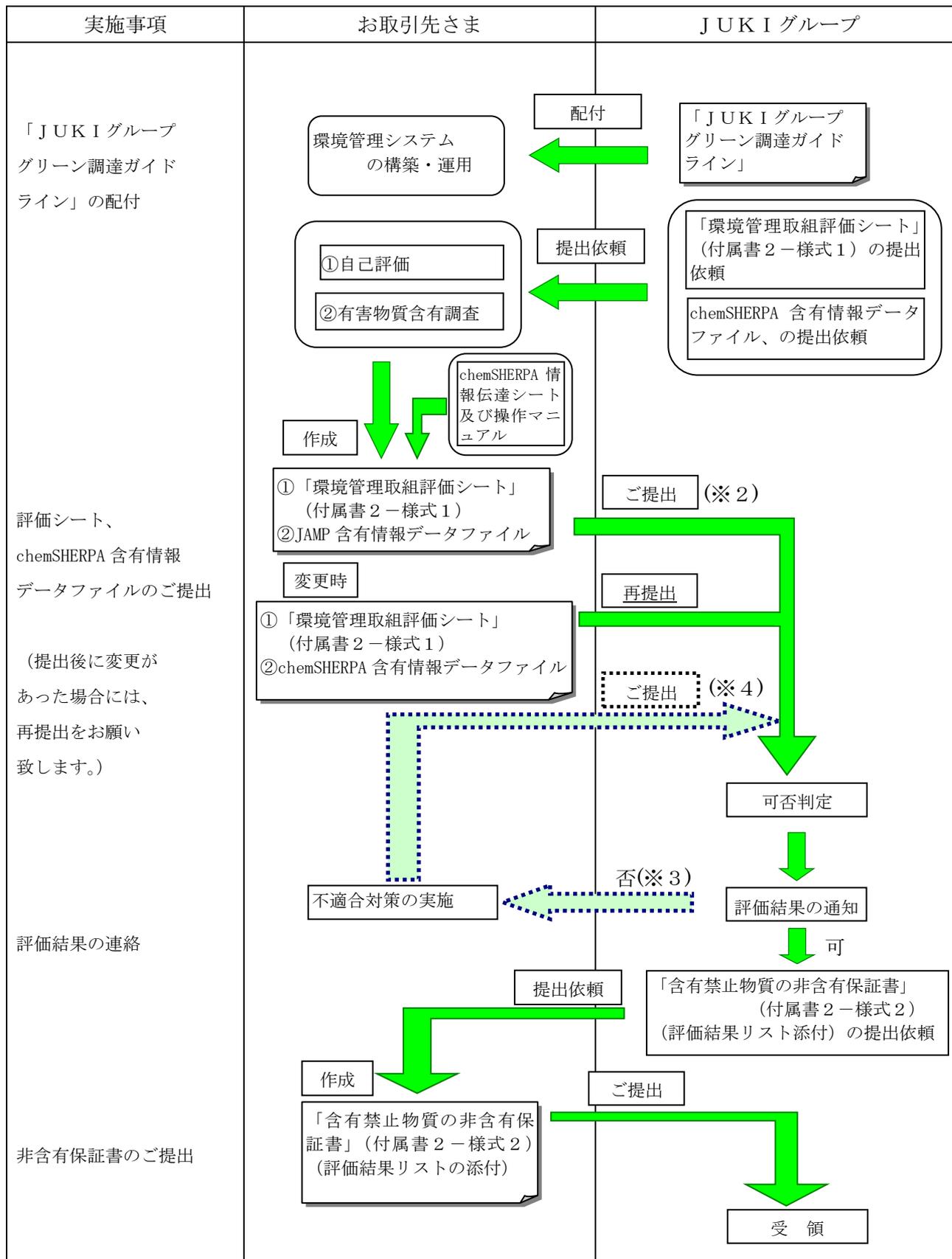
含有禁止物質の非含有については、JUKIグループの評価に合格後、「含有禁止物質の非含有保証書」（付属書2－様式2）のご提出をお願いいたします。

## 8. 運用

### (1) 運用概略図



(2) 詳細フロー



- ※2： ご提出は、依頼から1ヶ月を目処にお願いします。
- ※3： 必要により、不適合対策実施の依頼をお願いする場合があります、その際はJUKIグループより「グリーン調達不適合(改善・確認)連絡書」(付属書2-様式3)を発行します。
- ※4： 「グリーン調達不適合(改善・確認)連絡書」(付属書2-様式3)に対するご回答は、「グリーン調達不適合改善対策回答書」(付属書2-様式3)をご提出ください。

## 9. 改定履歴

No.	改定日	改定理由	改定対象箇所	改定内容
1	2015年10月1日	採用ガイドラインの変更に伴う 全面改定 グリーン調達調査共通化協議会 (JGPSSI) : JIG101 Ed3.0 ↓ アーティクルマネジメント推進 協議会: JAMP Ver.4.040 (2015年6月24日改訂)	[本文] 「JUKIグループグリーン調達ガイド ライン」 [付属書1]管理物質一覧表 「含有禁止物質」 「含有禁止物質の適用除外」 「含有報告義務物質」 (旧名称:含有自主削減物質) [付属書2]参考様式 「含有禁止物質の非含有保証書」	[本文] 採用ガイドラインをグリーン調達調査 共通化協議会(JGPSSI):JIG-101 から アーティクルマネジメント推進協議会 (JAMP):JAMPへ変更 [付属書1] 管理物質一覧表を全面見直し なお、下記2つのリストは廃止 「禁止物質詳細」 「含有自主削減物質詳細」 [付属書2] 「含有禁止物質の非含有保証書」の 対象リスト掲載を廃止。
2	2016年10月01日	・採用ガイドラインの更新による 一覧表の更新 JAMP ver.4.040 ↓ JAMP ver.4.060 ・誤記の修正 ・EC NO.の追加など	[本文] JUKIグループグリーン調達ガイドライン 第8.版 [付属書1] A-1:「含有禁止物質」 A-2:「RoHS 指令 付属書3 及び REACH 規則 付属書17」 B: 「含有報告義務物質」	・版の更新 JUKIグループグリーン調達ガイド ライン第8版 ↓ JUKIグループグリーン調達ガイ ドライン第8.1版 ・付属書の名称変更 A-2:「含有禁止物質の適用除外」 ↓ 名称変更 A-2:「RoHS 指令 付属書3 及び REACH 規則 付属書17」 ・管理物質 重複物の削除 ・管理物質の追加 ・誤記の修正 ・EC NO.の追加など
3	2019年12月20日	・採用ガイドラインの更新及び 情報伝達方式の変更、管理物質 の更新	[本文] JUKIグループグリーン調達ガイドライン 第8.1版	・版の更新 [本文] JUKIグループグリーン調達ガイド ライン第8.1版 ↓

				<p>JUKIグループグリーン調達ガイド ライン第9版</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報伝達方式の変更</li> </ul> <p>AIS(成型品)、MSDSplus(化学品)</p> <p>↓</p> <p>chemSHERPA-AI(成型品)、 chemSHERPA-CI(化学品)</p> <p>chemSHERPA 成型品及び化学品の データ作成支援ツール、マニュアル の URL リンク先の紹介、併せて、 記述見直し</p> <p>[付属書及び別表]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・chemSHERPA への情報伝達方式 変更にもなう記述見直し</li> <li>・含有禁止物質と含有報告義務物質 の管理物質対象法令とその chemSHERPA 分類コードを記述</li> <li>・chemSHERPA 分類コードに応じた 関係法令及び規格の URL リンク先 を参照する形態として、簡略化</li> </ul> <p>[付属書 1]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・A-1 含有禁止物質 JAMP→chemSHERPA 分類コード へ変更、含有禁止物質は RoHS10 物質(LR04)のみを掲載し、RoHS 適用 除外や REACH 規則など関係法令は URL 参照する形態として、全体内容の 簡略化(三カ国語)</li> <li>・A-2 報告義務物質 chemSHERPA 管理対象物質参照 リストを参照する形態として、簡略化</li> </ul> <p>[付属書 2]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・含有禁止物質の非含有保証書 JAMP 管理対象物質→ chemSHERPA 管理対象物質へ変更 併せて記述見直し(三カ国語)</li> </ul>
--	--	--	--	--

## 付属書及び別表

本ガイドラインの付属書及び別表は、以下の通り

(1) 付属書1 chemSHERPA 管理物質一覧表

chemSHERPA 管理物質については、JAMP が発行する chemSHERPA 管理対象物質参照リスト Ver.x.xx.xx(最新版)及び各対象法令・規格原文の最新情報をご参照お願い致します。

A:含有禁止物質

A-1:含有禁止物質

<A-1. Prohibited Substances\_20191210.pdf> (LR04:RoHS 指令 Annex II のみを掲載)

・管理物質対象 LR04:RoHS 指令 Annex II、LR07:REACH Annex XVII、LR05:POPs 規則 Annex I、IC02:IEC62474

A-2:RoHS 指令適用除外用途

<A-2. RoHS Annex III\_20191210.pdf>

・管理物質対象 RoHS 指令 Annex III

最新の適用除外項目及び有効期限については、EU 当局の公開する内容をお願い致します。

[http://ec.europa.eu/environment/waste/rohs\\_eee/adaptation\\_en.htm](http://ec.europa.eu/environment/waste/rohs_eee/adaptation_en.htm)

B:含有報告義務物質

・管理物質対象 LR06:REACH SVHC

管理物質対象の詳細は、管理対象物質情報の「chemSHERPA 管理対象物質参照リスト Ver.x.xx.xx」及び「chemSHERPA 管理対象物質説明書 Ver.x.xx.xx」をご参照お願い致します。  
(Ver.x.xx.xx は最新版を参照お願い致します。)

(2) 付属書2 提出様式

(様式1)環境管理取組評価シート

<(Form 1) Appraisal in Environmental Management.pdf>

(様式2)含有禁止物質の非含有保証書

<(Form 2) Certificate of Environmental Limit in Products.pdf>

(様式3)グリーン調達不適合(改善・確認)連絡書/グリーン調達不適合改善対策回答書

<(Form 3) Green Procurement Form and Report.pdf>

《関係法令・規格等 参考 URL》

- LR01:(日本) 化学物質審査規制法第一種特定化学物質  
[http://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/kasinhou/about/class1specified\\_index.html](http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/about/class1specified_index.html)  
[http://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/kasinhou/files/ippantou/class1specified\\_chemicals\\_list.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/ippantou/class1specified_chemicals_list.pdf)
- LR02:(米国) 有害物質規制法(TSCA) 使用禁止または制限物質(第6条)  
[https://www.ecfr.gov/cgi-bin/text-idx?SID=40f7c34fc55fcc0a3bd3fbdb1b60aede&mc=true&tpl=/ecfrbrowse/TITLE40/40tab\\_02.tpl](https://www.ecfr.gov/cgi-bin/text-idx?SID=40f7c34fc55fcc0a3bd3fbdb1b60aede&mc=true&tpl=/ecfrbrowse/TITLE40/40tab_02.tpl)
- LR04:(欧州) RoHS 指令 Annex II  
<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32011L0065>
- LR05:(欧州) POPs 規則 Annex I  
<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32019R1021>
- LR06:(欧州) REACH 規則 Candidate List of SVHC for  
Authorisation(認可対象候補物質) および Annex XIV(認可対象物質)  
<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32006R1907>
- LR07:(欧州) REACH 規則 Annex XVII(制限対象物質)  
<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32006R1907>
- IC02:IEC 62474 DB Declarable substance groups and declarable substances  
<http://std.iec.ch/iec62474/iec62474.nsf>

# JUKI株式会社

## JUKIグループ グリーン調達ガイドライン

本ガイドラインに関するお問い合わせ先：総務部

〒206-8551 東京都多摩市鶴牧 2-11-1

TEL：042-357-2217 FAX：042-357-2438

調査部品に対するお問い合わせ先：JUKIグループの各資材部門窓口